

日程第16 議案第10号 橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第16 議案第10号 橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）来年4月から始まる会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関するということなんですけれども、先日、朝日新聞の12月2日付にも特集がしてありまして、いろいろな例があるといいますか、年収が変わらなくても結局毎月のお金が減ってしまって、ボーナスは出るけど毎月のお金が減ってしまうという例だとか、今までフルタイムだった人が皆パートタイムになって手当が変わってしまうとか、いろいろな例が書いてあるんですけれども、この条例を読んでいても、給与条例って私にとってはすごく読み解きにくい条例で、一応第3条に、フルタイム会計年度任用職員の給料は橋本市職員の給与に関する条例に掲げる職種の区分に応じて適用するというふうになっているんですけれども、ということは、この会計年度任用職員になった場合に昇給というか、だんだんだんだん給料が上がっていくというふうな解釈をしてよろしいのでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）昇給につきましては、職員の給料表に準じるということになっておりまして、今の制度設計としましてはフルタイムでは年間4号、パートタイムでは年間3号分が昇給するということになっております。ただし、規則のほうで定めているんですけれども、

上限を設けておりますので、その範囲ということになります。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）そうしましたら、今実際に嘱託とか臨時とかで採用されている方が、多分希望を聞かれてそのまま新しい制度に変わる方もいらっしゃるかと思うんですけれども、それも違ったらまた教えていただきたいんですが、変わったときに今現在の給与とか賃金とかと比べて上限があるということなんですけれども、要するに上限より上の人の場合とか、上限まであと数年という場合とかは、結局、今よりも少なくなるということはないのでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）来年の4月1日からこの新しい制度が始まるんですけれども、この条例が可決されましたら、まず私どものほうで給料あるいは報酬であるとか、そういった待遇面について、今働いていただいています嘱託職員や臨時職員に対して、まずは情報といいますか待遇を示させていただきます。その上で納得して申し込みがあった方については、これは基本的に競争試験や、あるいは面接、書類選考によって任用するというふうになっているんですけれども、今年に限っては期間もございませんので、基本的に書類選考により任用していきたいと考えております。

後段のほうのおただしの給与につきましては、56ページになるんですけれども、附則のほうに示させていただいているんですけれども、現行の賃金水準に達しない方については、いわゆる現給保障という形で対応をさせていただくということで、おただしの今の給料からは下がらない、下げないということを制度設計としております。年間の賃金額、給与額ということでご

ございます。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第10号については、総務委員会に付託いたします。

日程第17 議案第11号 橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第17 議案第11号 橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第11号については、総務委員会に付託いたします。

日程第18 議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第18 議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第12号に

ついては、総務委員会に付託いたします。

この際、当局から発言の申し出がありますので、これを許します。

病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）ただ今から審議いただきます議案第13号 橋本市民病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第14号 橋本市民病院事業使用料及び手数料等に関する条例につきまして、お手元の正誤表により訂正のお願いとおわびを申し上げます。

議案の79ページになるんですが、条例第4条の2第2号の下から9行目ですが、指定居宅看護支援事業となっております。これは間違いでございまして、指定居宅介護支援事業に訂正をお願いしたいと思います。

同じく88ページになりますが、別表第5（第2条関係）のその他、エンゼルケア（死後処置）の手数料でございまして、右のほうになりますが、寝衣要は9,900円になります。寝衣不要は6,600円となりますので訂正をお願いいたします。

今後、このようなことのないよう十分チェックしてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）ご了承願います。

日程第19 議案第13号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第19 議案第13号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）これ、付託案件になっておるんですけども、少し確認しておきたいと

思います。これ、訪看が病院と一緒にするという内容の議案だと思うんですけども、それを行うことによって、まず病院のメリット、デメリットがあると思います。さらに利用者のメリット、デメリットも発生するかもしれない。また、合併することで、例えば、職員の仕事の量、かえってモチベーションが下がらないかとか、急に仕事が増えたりしないか、そこも気になります。訪看は少ないながら滞納というかな、そういうのも発生しておると思うんですけども、合体するにつけてその部分もちゃんと病院のほうに移譲されるのかどうか、その四点についてお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）訪問看護ステーションとの一体化のメリットということでございますが、これ、先般9月の文教厚生委員会でも報告させていただいたところでございます。ご審議いただきました。その中でも回答はなかったんですけども、ご質問も一部委員のほうからございました。

こちら、全国の訪問看護利用状況と言いますと、平成18年度は29万1,907人でございました。平成28年度は58万5,938人という形になっておりまして、この11年間で2倍以上となっております。また、和歌山県における高齢化率は31.5%で、先ほど委員のほうからもございましたけども、本市は32%、全国8位ということで非常に高く、橋本圏域の高齢者に占める要支援・要介護認定者数の割合は21.9%となっております。高齢者の5人に1人を超えています。

訪問看護ステーションができた当時、平成6年なんですけど、このときには利用者も限られていたために民業圧迫とならないよう、市民病院は民間の機関等へ公平に紹介していました。しかし、利用者の急増により、上述しましたように利用者が急増しまして、その状況は著しく変わり、開業されている医院の先生方の中には、

みなし訪問看護をされています。この方たちが国が進める在宅推進への流れの中、全ての需要増の対応が難しくなっていることなど、市民病院と市立の訪問看護ステーションが民業を圧迫することなく、一体で運営できる環境になってきたと言えます。

今回の一体化は、病院のメリットというより患者さんや利用者の需要に応えるものでございまして、市民サービスの向上を意図としたもののご理解いただきたいと思います。議員おただしのメリットということにつきましては、あえて申し上げますと、訪問看護と病院が一体的に在宅に向き合うことによりまして、将来的には訪問リハを追加するといったニーズへの対応も検討できます。ひいては、要請に応じて訪問診療も検討するということができることとなり、選択肢を広げ経営の拡大につながると言えます。

現在、訪問看護と病院との間で試行的に連携を進めています。これは、市民病院から転院される際には、他の訪問看護をご利用になっている患者さんは、従来どおり退院後ももとの訪問看護をご利用願うようにしていますが、そうでない方、つまり新たに訪問看護を利用される方などは、市の訪問看護へ紹介しています。結果、訪問看護では、医療保険適用の重篤な利用者が増えまして、収入の増につながっています。今後も、民業の圧迫にならず市民サービスの向上につながるよう、運営継続していきたいと考えております。

それと、先ほど仕事量の話なんですけども、仕事量につきましては今申し上げましたように、徐々に訪問リハとかそういったところも含めて、図りながらやっていきたいというふうに考えております。

それと、滞納金の管理につきましても、病院と一体的に管理していくことで、より集約的な業務ができるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第20 議案第14号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第20 議案第14号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第21 議案第15号 橋本市指定訪問看護事業基金条例を廃止する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第21 議案第15号 橋本市指定訪問看護事業基金条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）たびたび済みません。基金条例の廃止ということなんですけれども、現在、訪看でも基金を積んでおるかと思えます。その基金の流れですね、一旦一般会計に入って動くんかとか、ちょっとそのあたりを詳しく教えてください。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）訪問看護がお持

ちの基金につきましては、病院の今現在預貯金として管理しているところに一旦全部合算します。ただ、セグメントとしては、ちゃんと分けて考えていきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第22 議案第16号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第22 議案第16号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第23 議案第17号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第23 議案第17号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第17号に

については、経済建設委員会に付託いたします。

**日程第24 議案第18号 橋本市下水道条例
の一部を改正する条例について**

○議長（土井裕美子君）日程第24 議案第18号
橋本市下水道条例の一部を改正する条例につ
いて を議題といたします。

これより質疑を行います。

14番 小西さん。

○14番（小西政宏君）付託ですけどちょっと確
認だけさせていただきたいと思います。この議
案は下水道料金を今の金額より上げるという、
そういう条例改正だと思います。前提として、
これ、6月議会にも値上げが出てきておしまし
たが否決となっております。そのときの金額と
比べると、若干今回の議案については金額が下
がっているのかなと思います。ですけれども、
6月、それ以前からも説明がありましたように、
下水道会計においては今後10年間に於いて約
11億円お金が必要やというふうに説明があり
ました。よって、6月議会当時、今回より約8%
高い金額だったかなと思うんですけれども、10年
で11億円が変わらないとする中で、なぜ今回金
額が下がっているのかという理由をちょっと
一点教えていただきたいのと、もう一つは高資
本費対策に係る交付税措置ということで、その
他起債も含めてですけど、に伴って国からいた
だけのお金というのが6月議会の時点で値上
げを仮にしておれば、約7,000万円ぐらいあっ
たかなと思っています。そのときと今この12月
議会で仮に可決となって値上げが決まったと
きに、また国からもらえるお金のもし差額があ
るのであれば、どの程度あるのか。

その二点をちょっとお伺いしたいと思いま
す。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えいたしま
す。議員おただしの6月議会の提案時、当然そ

のときに11億2,700万円、この金額は変わって
おりません。ただし、今回ですが、10年を二つ
に、令和元年度はもう値上げはかないませんの
で、2年から5年までを一つの区切りといたし
ます。そしてまた、その後の6年から10年を一
つの区切りと考えます。当初の4年間、現実5
年間ですけど、この分につきましてシミュレー
ションをした結果、当初はまだ出ていく金額が
少なくなっておりますので、今回の値上げとい
う形で提案させていただいております。

それと、当然これにかかわりまして5年間で
全て黒字になるわけではなく、また後の見直し
も必要になってくるかとは思いますが、6月
議会でのご指摘、ご助言をいただいた結果、こ
ういう金額として当局として提案させていた
だいております。

それと、今ご質問いただきました高資本費対
策につきまして、これも総務省からの指示が出
ている地方公営企業繰出金についてございま
す。過去は25からずっと金額をつけておりま
すけど、6,600万円、700万円前後を推移して
おります。これは受け取れる金額というのは2年
前の実績についての金額でございます。今年度
は6,668万8,000円という形で出ております。

6月議会、今年度の値上げが当初どおり予定
どおりいけば、これを受けることができた。
ただし、平準化債というのを使っておりますの
で、出ていく費用を平準化していくという形で、
このことについて当然、市もしくは水道のほう
も利益というか、どこすかを抑えることはでき
ます。ただし、結果として平準化債をもし使っ
て値上げを認めていただいたであれば、1,925
万円ぐらいの交付金を受けることができたで
あろうと。ただし、否決という形になりました
ので、その2,000万円弱も受けることはできな
いと。ただし、これは影響は2年後に出てまい
ると思います。

以上でございます。

○議長（土井裕美子君）14番 小西さん。

○14番（小西政宏君）ありがとうございます。まず、高資本費対策ということで交付税のほうですけども、これがこの半年で2,000万円ぐらい下がったというふうな感じだったと思います。それはもう仕方ないのであれとして、そして、金額が今回下がっている分ですけど、今の説明で最終確認だけさせていただきます。10年で11億円必要ということについては何ら変わりはないというお話があったと思うので、その中で、まずは令和5年までを見繕って今回この金額にしたということは、また5年後には、6月議会に上げた上げ幅以上の値上げが安易に推測できるのではないかなというふうに現段階では思うわけですけども、そういう認識でよろしいですか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えいたします。確かに議員おただしのとおり、5年間がなだらかな状態でしたので、この値上げでまあまあ持っていけると。ただし、6月議会でもご説明いたしました11億2,700万円の金額が必要であるならば、本当に今おっしゃるような値上げが必要になってまいります。ただし、そうならないためにも、いわゆるストックマネジメント等、それと色々な費用の削減をめざしまして、そうならないように取り組んでいく所存でござ

います。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第25 議案第19号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第25 議案第19号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、経済建設委員会に付託いたします。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）